

公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、上越都市計画の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

令和2年8月25日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 公聴会の日時

令和2年9月28日（月）午後7時から

2 公聴会の開催場所

上越市木田1丁目1番3号

上越市役所木田第一庁舎 401会議室

3 事案の概要

別紙「上越都市計画の変更（新潟県決定）」のとおり。

4 素案の縦覧

新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課、上越市都市整備部都市整備課計画係、上越市柿崎区総合事務所建設グループにおいて、9月8日（火）まで縦覧に供する。

5 公聴会に出席して意見を述べることができる者

上越都市計画区域の住民

6 公述申出の方法

変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事及び上越市長宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。

7 公述申出期限

令和2年9月8日（火）（受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで）

郵送の場合は令和2年9月8日（火）午後5時15分までに必着のこと

8 公述申出先

(1) 上越市本城町5番6号（〒943-8551）

新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課

電話 025-526-9516

(2) 上越市木田1丁目1番3号（〒943-8601）

上越市都市整備部都市整備課計画係

電話 025-526-5111

(3) 上越市柿崎区柿崎6405番地（〒949-3292）

上越市柿崎区総合事務所建設グループ

電話 025-536-6721

9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。なお、公述申出が多数の場合は、意見の要旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公述人（最大10名）を決定する。

10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後6時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の12名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

公述の申出が無い場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

13 その他

関連する上越市決定の都市計画の変更の素案についても縦覧を行い、公聴会に出席して意見を述べることができる。

14 問合せ先

新潟市中央区新光町4番地1 (〒950-8570)
新潟県土木部都市局都市政策課
電話 025-280-5429

別紙1

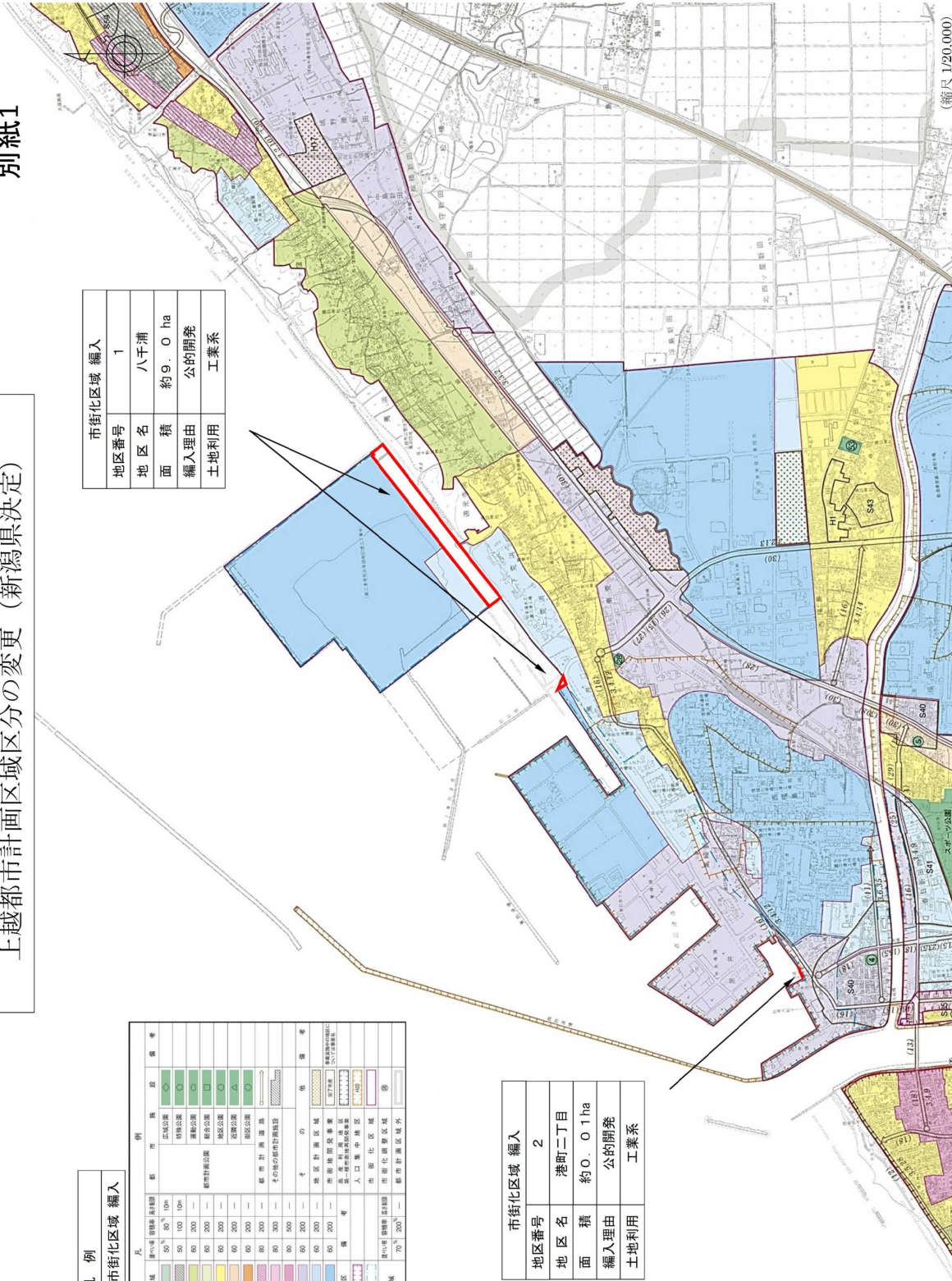
上越都市計画区域区分の変更（新潟県決定）

凡例	
 	市街化区域 編入

用途地域	幅員	面積	用途	備考
第一種住居地域	50m	80ha	市街化区域	
第二種住居地域	50m	100ha	市街化区域	
第三種住居地域	60m	200ha	市街化区域	
第四種住居地域	60m	200ha	市街化区域	
第一種工業地域	60m	200ha	市街化区域	
第二種工業地域	60m	200ha	市街化区域	
第三種工業地域	60m	200ha	市街化区域	
第一種商業地域	60m	200ha	市街化区域	
第二種商業地域	60m	200ha	市街化区域	
第一種行政地域	60m	200ha	市街化区域	
第二種行政地域	60m	200ha	市街化区域	
第三種行政地域	60m	200ha	市街化区域	
第一種公園	50m	100ha	公園	
第二種公園	50m	100ha	公園	
第三種公園	50m	100ha	公園	
第四種公園	50m	100ha	公園	
第五種公園	50m	100ha	公園	
第一種市街化区域	60m	200ha	市街化区域	
第二種市街化区域	60m	200ha	市街化区域	
第三種市街化区域	60m	200ha	市街化区域	
第四種市街化区域	60m	200ha	市街化区域	
第五種市街化区域	60m	200ha	市街化区域	
第六種市街化区域	60m	200ha	市街化区域	
第七種市街化区域	60m	200ha	市街化区域	
第八種市街化区域	60m	200ha	市街化区域	
第九種市街化区域	60m	200ha	市街化区域	
第十種市街化区域	60m	200ha	市街化区域	
第十一種市街化区域	60m	200ha	市街化区域	
第十二種市街化区域	60m	200ha	市街化区域	
第十三種市街化区域	60m	200ha	市街化区域	
第十四種市街化区域	60m	200ha	市街化区域	
第十五種市街化区域	60m	200ha	市街化区域	
第十六種市街化区域	60m	200ha	市街化区域	
第十七種市街化区域	60m	200ha	市街化区域	
第十八種市街化区域	60m	200ha	市街化区域	
第十九種市街化区域	60m	200ha	市街化区域	
第二十種市街化区域	60m	200ha	市街化区域	

市街化区域 編入	
地区番号	1
地区名	八千浦
面積	約9.0 ha
編入理由	公的開発
土地利用	工業系

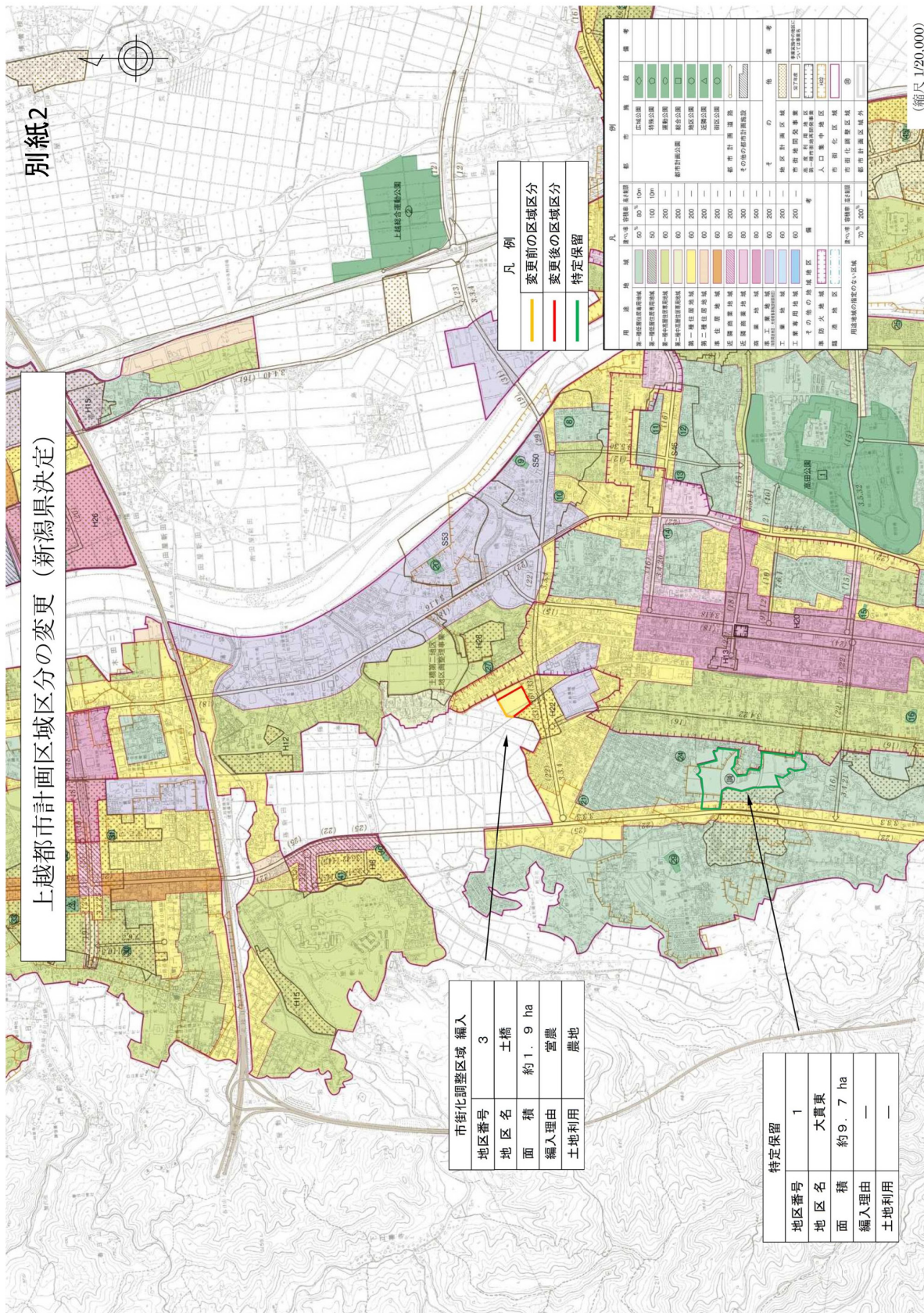
市街化区域 編入	
地区番号	2
地区名	港町二丁目
面積	約0.1 ha
編入理由	公的開発
土地利用	工業系



(縮尺 1/20,000)

別紙2

上越都市計画区域区分の変更（新潟県決定）



凡例

変更前の区域区分	変更後の区域区分	特定保留
----------	----------	------

例

用途地域	凡例	都市計画区域	都市計画区域外
第一種住居地域	50, 80, 100	都市計画区域	都市計画区域外
第二種住居地域	50, 100, 100a	都市計画区域	都市計画区域外
第三種住居地域	60, 200	都市計画区域	都市計画区域外
第一種中密度住居地域	60, 200	都市計画区域	都市計画区域外
第二種中密度住居地域	60, 200	都市計画区域	都市計画区域外
第三種中密度住居地域	60, 200	都市計画区域	都市計画区域外
近隣商業地域	60, 200	都市計画区域	都市計画区域外
工業専用地域	60, 200	都市計画区域	都市計画区域外
その他の地域	60, 200	都市計画区域	都市計画区域外
防火地域	60, 200	都市計画区域	都市計画区域外
防災地域	60, 200	都市計画区域	都市計画区域外
用途地域の指定のない区域	70, 200	都市計画区域外	都市計画区域外

市街化調整区域 編入

地区番号	3
地区名	土橋
面積	約 1.9 ha
編入理由	営農
土地利用	農地

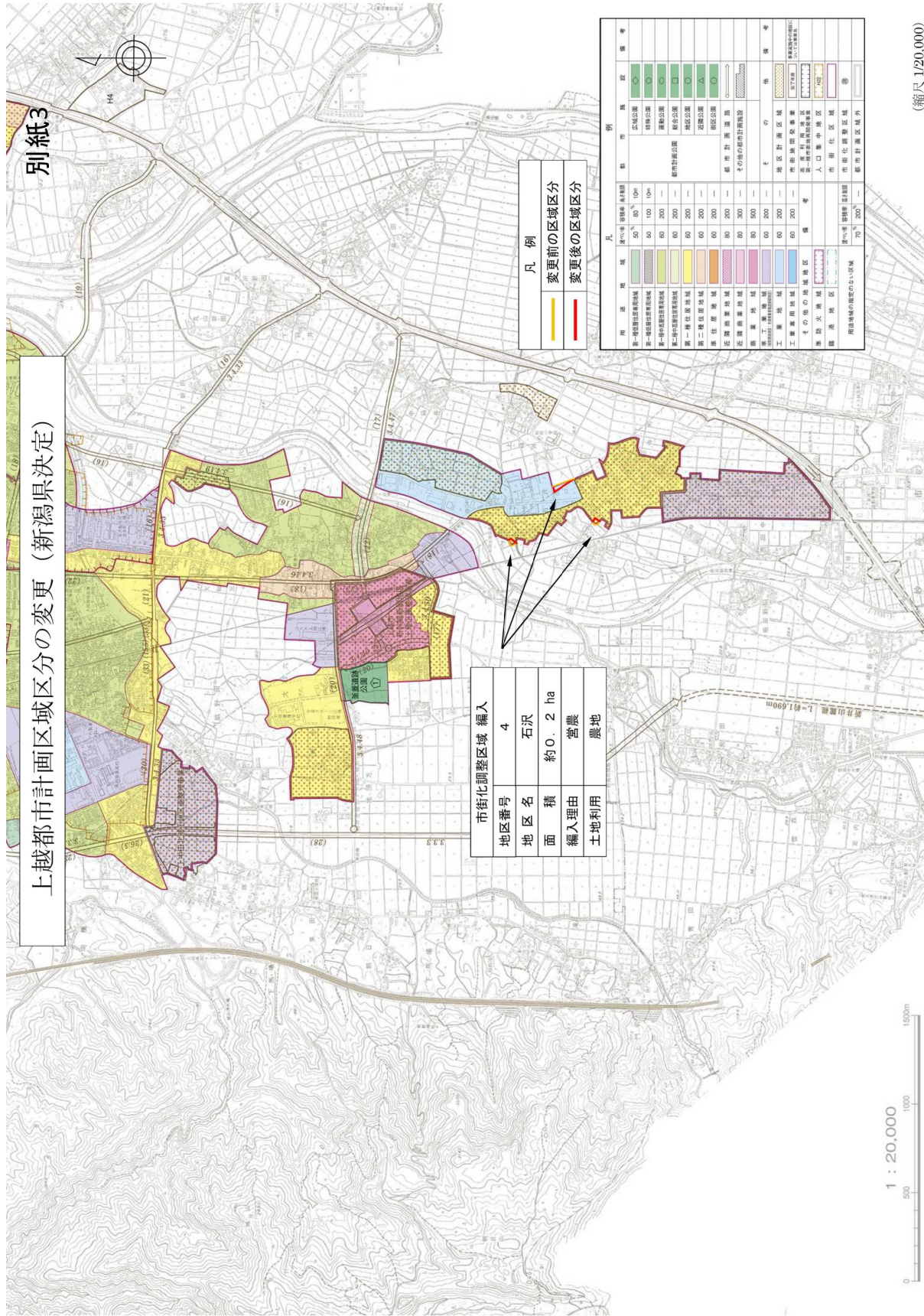
特定保留

地区番号	1
地区名	大貫東
面積	約 9.7 ha
編入理由	—
土地利用	—

(縮尺 1/20,000)

上越都市計画区域区分の変更 (新潟県決定)

別紙3



市街化調整区域 編入	
地区番号	4
地区名	石沢
面積	約0.2 ha
編入理由	営農
土地利用	農地

凡例	
変更前の区域区分	(Yellow line)
変更後の区域区分	(Red line)

用途	凡例	市街化調整区域	市街化調整区域外
第一種住居地域	50%	緑	緑
第二種住居地域	60%	黄緑	黄緑
第一種工業地域	100%	黄	黄
第二種工業地域	100%	オレンジ	オレンジ
近隣商業地域	60%	赤	赤
商業地域	60%	紫	紫
工業用地	60%	青	青
その他の地域	60%	白	白
公園	50%	緑	緑
広域公園	100%	黄	黄
特別公園	100%	オレンジ	オレンジ
緑地公園	60%	赤	赤
遊歩公園	60%	紫	紫
市民公園	60%	青	青
その他	60%	白	白

縮尺 1/20,000

上越都市計画臨港地区の変更 (新潟県決定)

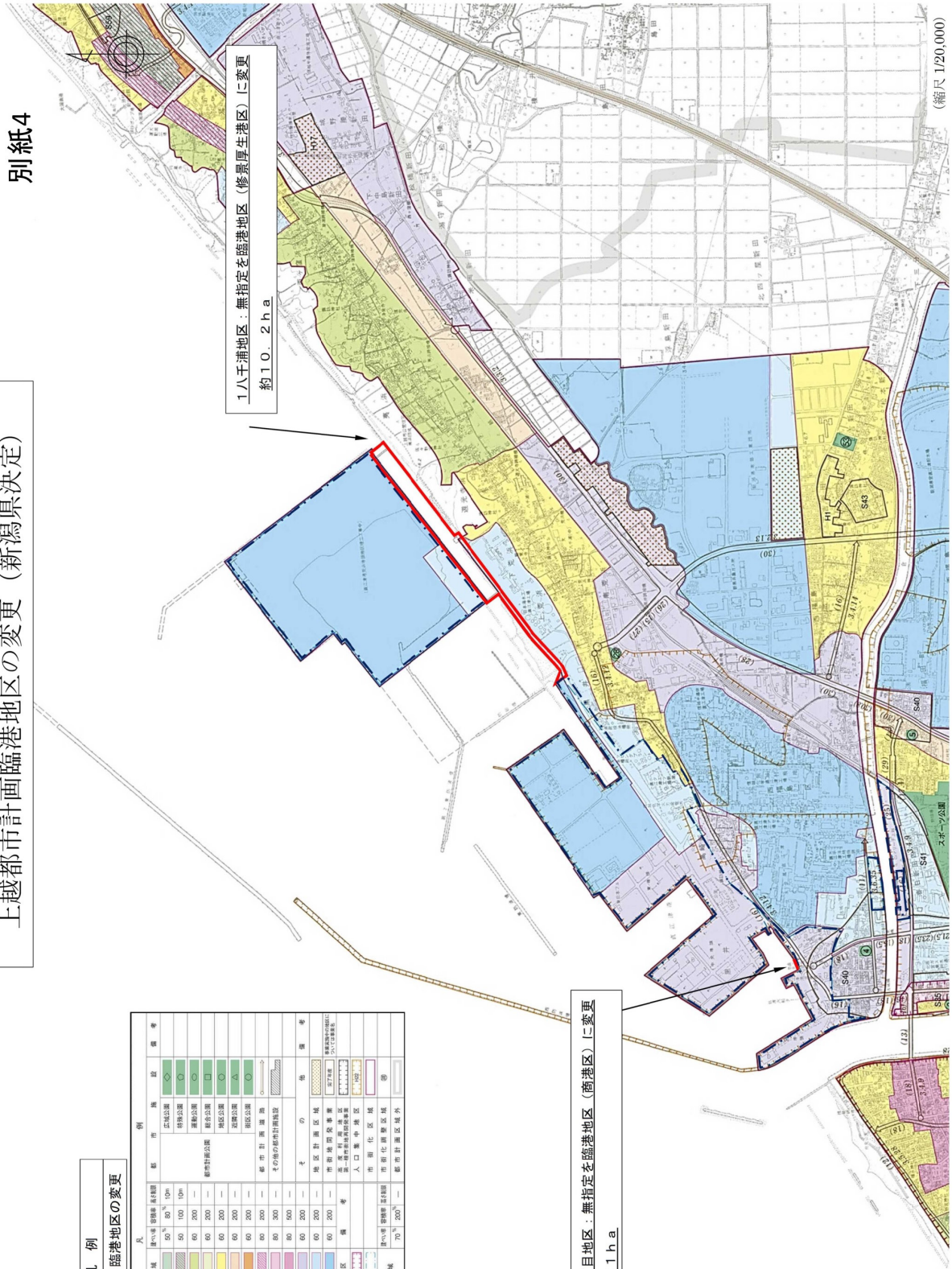
別紙4

凡例
臨港地区の変更

用途地	面積(㎡)	例	備考
第一種居住地域	50 80 100	住宅公園	
第二種居住地域	50 100 150	住宅公園	
第一種商業地域	50 200	駅前公園	
第二種商業地域	50 200	駅前公園	
第一種工業地域	50 200	駅前公園	
第二種工業地域	50 200	駅前公園	
近隣商業地域	50 200	駅前公園	
第一種工業地域	50 200	駅前公園	
第二種工業地域	50 200	駅前公園	
工業専用地域	50 200	駅前公園	
消防広域	50 200	駅前公園	
臨港地区	50 200	駅前公園	
用途地域の指定のない区域	50 200	駅前公園	

1八千浦地区：無指定を臨港地区（修景厚生港区）に変更
約10.2ha

2港町二丁目地区：無指定を臨港地区（商港区）に変更
約0.01ha



(縮尺 1/20,000)

上越都市計画道路の変更（新潟県決定）

別紙5

上越市	0.85
川口町	0.20
野上町	0.30
3号区	144.71
(大湯区)	
公田町	0.00
湯野町	0.10
湯野町	0.12
湯野町	0.11
湯野町	0.13
湯野町	0.22
湯野町	0.44
(頸城郡)	
公田町	0.00
湯野町	0.20
湯野町	0.25

